



平成 24 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名  **太陽ホールディングス株式会社**

代表者名 代表取締役社長 佐藤 英志
(コード番号 4626 東証一部)

問合せ先 取締役 大森 益弘
(TEL 03-5999-1511 (代表))

定 款 一 部 変 更 に 関 す る お 知 ら せ

当社は、平成 24 年 5 月 22 日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月 27 日開催の第 66 回定時株主総会に下記のとおり定款一部変更につきまして付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 社外取締役および社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条の規定により、当社定款に第 31 条(社外取締役の責任限定契約)および第 42 条(社外監査役の責任限定契約)の規定を新設するものです。なお、第 31 条の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものです。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(社外取締役の責任限定契約) 第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。
第31条～第40条 (条文記載省略)	第32条～第41条 (現行どおり)
	(社外監査役の責任限定契約) 第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。
第41条～第47条 (条文記載省略)	第43条～第49条 (現行どおり)

以 上